

10月は クリーン排水推進月間 浄化槽強調月間です

浄化槽の法定検査、保守点検、定期清掃を行い、生活排水をきれいにしましょう。

浄化槽の維持管理

浄化槽は、設置者（浄化槽管理者）が、法定検査、保守点検、浄化槽の清掃を行うことが法律で定められ、適正な維持管理をしなければなりません。

☆法定検査には、浄化槽法に基づき、7条検査と11条検査があります。

・7条検査は、浄化槽の使用開始後3か月から8か月の間に受ける検査です。

・11条検査は、毎年1回定期的に受ける検査で、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分發揮されているかを検査します。

☆保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければならない。具体的には、送風機やポンプの点検、汚泥の調整、消毒剤の補充などを行います。20人槽以下の小型合併処理浄化槽の場合、4か月に1回以上、保守点検を行ってください。

☆清掃とは、浄化槽内に生じた

汚泥、スカムなどの引き出し、洗浄、清掃などを行う作業です。浄化槽は、使用していると必ず汚泥やスカムが発生するため、一定量になるとこれを取り除かなければなりません。清掃を怠ると、放流水質の悪化、汚泥の流出、悪臭の原因になります。

清掃回数は、年1回以上です。

下水道に接続している場合や合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理のまま身近な側溝を経て、周辺の河川、水路などに放流され、最後には三河湾に流れ込み水質汚濁の原因になります。

★平成13年4月から、新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽のみとなっています。また、現在、単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換をするように努めましょう。

依頼先

（法定検査）

・指定検査機関

（財）中部微生物研究所

豊川市御津町赤根下川48

☎0533-76-22228

（保守点検業者）

・知事の登録を受けた保守点検

業者

（清掃業者）

・市長の許可を受けた業者

高浜衛生㈱

☎53-0516

生活排水対策

市内を流れる河川（稗田川など）、湖沼（油ヶ淵）、閉鎖水域である三河湾の水質汚濁は、ほとんどは家庭からの生活排水が原因です。

こうしたことから、水質汚濁の主な発生源である生活排水と三河湾および油ヶ淵を結び流入河川において、水質汚濁の削減を図るため、市民一人ひとりの協力のもとに、生活排水対策を推進していく必要があります。



☆汚れの発生源は、台所

わたしたちが、1人1日に使う水の量は約200リットルです。そのなかには40グラムの汚れが含まれています。

なかでも、生活雑排水（生活排水のうち、し尿を除いたもの）のうち台所からの汚れが多く含まれています。

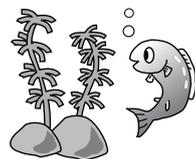
食器に残ったわずかなマヨネーズやケチャップ、みそ汁、ラーメンの汁などこれらの食品を流した場合、

コイやフナなどが棲める水質にするには、

浴槽何杯分もの水が必要となります。

☆やってみよう、わたしたち

料理は、ちょうどよい量を作り、残さず食べるようにしましょう。



洗剤は、正しく計って使いましょう。適量以上に洗剤を使っても、無駄になるばかりか、川や海を汚してしまいます。

・「使用済の油」
油は、吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせて可燃ごみに捨てましょう。

・「米のとぎ汁」
米のとぎ汁は、庭木や畑にまきましょう。水に流してしまえば汚れますが、植物にとっては栄養分になります。

☆水循環を考えよう
わたしたちは、水の循環のなかで生きています。

生活排水に含まれる有機物や窒素・りんなどの栄養塩類は、生命の営みに欠かせない栄養分ですが、大量になれば富栄養化を引き起こし、プランクトンが異常増殖して赤潮や苦潮を発生させます。

水の恵みを受けるのはわたしたち人間だけではなく、地球上のすべての生物であり、将来にわたり安心で安全かつ豊かな水環境を守っていかねければなりません。

☆廃油石けん製造機の貸出

家庭から出る廃食用油を直接排水に流さないようにするため、廃食用油リサイクル粉石けん製造機等貸出事業の活用を進めています。

使用申込は、5人以上のグループから受付します。市役所市民生活グループへお気軽に相談ください。

問合せ先

困市民生活グループ

☎52-11111（内線265）

